

(別紙1)

ものづくり企業の取引拡大強化支援業務企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、出張自粛による販路開拓活動の停滞、海外からの部品調達の遅れ等によるサプライチェーンの毀損や大手メーカー（川下企業）の生産調整により、県内ものづくり企業の受注機会が喪失しているなか、県内ものづくり中小企業の販路開拓機会の確保及び取引拡大支援のため、商談や技術交流の機会を提供することを目的とする。

2 委託業務の内容（詳細は別紙仕様書のとおり）

- (1) 委託業務名 ものづくり企業の取引拡大強化支援業務
- (2) 委託期間 契約日から令和4年3月17日（木）まで
- (3) 成果品 委託業務実績報告書

3 契約上限額

5,037,230円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 製造業に精通し、県内中小企業の実情に沿って、本業務が確実に遂行できる法人であること。
- (2) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (5) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと
- (6) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 当該業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

5 提出を求める企画提案資料及び提出部数

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書 1部

別添の「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）及び、申請書に記載された資料を添付してください。

- (2) 企画提案書 8部

原則A4版・両面印刷・文字サイズ12ポイント以上。表紙含め20ページ以内（長辺側を閉じてください）。

なお、企画提案書は、以下の事項の内容について、記載してください。

・提案事業者の紹介

組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、主な事業内容、製造業の

企業への支援実績等

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の実施体制（責任者の氏名、経歴等を明らかにすること）
- ・提案の内容について、他社に対して優位であると思われる点。

(3) 見積書 8部（正1部、写7部でも可）

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とせず、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

なお、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。

(4) 契約実績証明書

過去3年間の今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績について記載してください。（第2号様式）

6 企画提案資料の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和3年6月15日（火） 17時まで（必着）
- (2) 提出先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部ものづくり産業振興課市場開拓班
- (3) 提出方法 上記提出先に持参又は郵送等による送付
（メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。）

7 最優秀提案の選定・評価方法

別に設置する「ものづくり企業の取引拡大強化支援業務企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定要領に基づき審査し最優秀提案を選定します。

(1) 事業適合性

委託内容と提案内容が合致し、事業の所定の目的が達成されると認められるものか。

(2) 専門性

ものづくり産業や企業に精通しているとともに、そういった企業のマッチング業務等に高い知見と経験を有しているか。

(3) 企画性

自社のノウハウやネットワーク等の強みを生かした、的確かつ有効な事業内容であるとともに、成果のとらえ方も明瞭であるものか。

(4) 実現可能性

業務実施手順、スケジュール等が計画的かつ具体的であり、提案内容を確実、効果的に実行できる体制が整備されているか。

(5) 経済合理性

費用対効果の観点から、事業予算額は効率的であるか。また、見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

8 プレゼンテーションの実施及び選考結果の通知

企画提案書等の提出後、選定委員会において書面審査及びプレゼンテーション審査を行います。

ただし、選定委員会の書面審査において、不採択となった企画提案については、選定対象から除外し、プレゼンテーション審査を行わないものとします。この場合は、6月17日（木）までに、不採択とされた提案者に通知します。

(1) プレゼンテーション審査の実施日

- ・日 時 令和3年6月23日(水) (予定)
- ・場 所 講堂3階 131会議室 (予定)
- ・時間配分 1事業者あたり20分(説明10分 質疑10分)
- ・説明者 3名以内
- ・実施方法

プレゼンテーション審査は、提出いただいた企画提案資料のみによるものとします。(スライド、プロジェクター、パソコン等の使用は不可。)

※プレゼンテーション審査の時間及び開催場所については、令和3年6月17日(木)までに、連絡します。

※プレゼンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、ウェブ会議システムにより行うことがあります。

(2) 選定結果の通知

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して通知します。

9 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和3年6月3日(木) 17時まで(必着)

(2) 質問の方法

当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由)にて行うものとし、担当課あてに持参、ファクシミリ、メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等に関する事項に限るものとし、以下の項目に関する質問は受けることができませんので、ご承知おきください。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する質問
- ・採点に関する質問

(4) 質問に対する回答

受けた質問に対する回答については、令和3年6月8日(火) 17時までに、原則として三重県ホームページに掲載します。

10 契約方法に関する事項

(1) 最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。

また、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書(別添)を提出(FAX又はメール可)してください。

- ・消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- ・三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し

- (2) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (3) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
- また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。
- (5) 契約に関する事務は、三重県雇用経済部ものづくり産業振興課において行います。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

13 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者（ものづくり産業振興課）は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約締結権者（ものづくり産業振興課）に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約締結権者（ものづくり産業振興課）と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停

止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので、留意すること。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。

17 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部ものづくり産業振興課市場開拓班

TEL：059-224-2393 FAX：059-224-2078 E-mail：hanro@pref.mie.lg.jp

担当：仲